

会費規程

公益社団法人日本滑空協会

(目 的)

第1条 この規程は、定款第7条の規定に基づき、公益社団法人日本滑空協会（以下、「本協会」という。）の会員の入会金及び会費に関し必要な事項を定める。

(入会金)

第2条 会員は、本協会に入会する際に次の入会金を納入しなければならない。

- (1) 個人正会員 5,000 円
- (2) ジュニア正会員 1,000 円
- (3) 団体正会員 50,000 円

2 名誉会員は前項の義務を免除される。

3 第1項に定める入会金は、本協会から入会承認の通知を受けた日から30日以内に全額納入しなければならない。

(会 費)

第3条 会員は、次の会費を納入しなければならない。

- (1) 個人正会員 年額 12,000 円
- (2) ジュニア正会員 年額 6,000 円
- (3) 団体正会員 年額 60,000 円

2 名誉会員は前項及び第6項の義務を免除される。

3 会員は、第1項に定める会費を毎年、入会月の月末までに全額納入しなければならない。

4 本協会に入会する会員は、第1項に定める会費を本協会より入会承認の通知を受けた日から30日以内に前条第1項に定める入会金とともに全額納入しなければならない。

5 個人正会員のうち65歳以上でかつ、会員継続年数が通算5年以上の者は、第1項ならびに第3項の規定にかかわらず、会費として10万円を一括して納入することができる。その場合、以後の会費についての第1項ならびに第3項の規定による納入は適用しない。

6 会員は、定款第7条第3項の定めによる総会の議決を経た臨時会費について、これを納入しなければならない。

(納入方法及び領収)

第4条 入会金ならびに会費は、次のいずれかの方法により納入しなければならない。

- (1) 銀行振込
 - (2) 郵便払込
 - (3) 収納代行会社による口座自動振替
 - (4) 現金
- 2 本協会は、会員から会費を領収した際、その証として領収書を発行する。ただし、前項第 1 号及び第 2 号による納入については、金融機関及び郵便局から発行される控えを、前項第 3 号による納入については、収納代行会社から交付される通知書をもって領収書を発行したものとみなす。

(通知及び催告)

- 第5条 本協会は、会員に対し毎年、当該会員の入会月初旬に会費納入に関する通知を行う。
- 2 本協会は、前項の通知をした月の 3 ヶ月後までの間に会費を納入していない会員に対し、催告を行う。
- 3 本協会は、第 1 項の通知をした月から起算して 6 ヶ月後までの間に会費を納入していない会員に対し、再催告を行う。

(会費の滞納)

- 第6条 前条第 1 項の会費納入に関する通知を受けた後、半年以上会費を滞納している者は、会員として受けられる特典を一時停止される。ただし、その後半年以内に会費を納入した場合は、停止期間中に享受できた特典のうち物品については、遡ってこれを享受することができる。

(入会金及び会費の用途)

- 第7条 入会金及び会費は、毎事業年度における合計額の 70%以内を当該事業年度の法人会計に使用することができる。

(改 正)

- 第8条 この規程の改正は、総会の議決を経て行う。

(細 則)

- 第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人日本滑空協会の設立の登記の日から施行する。

(平成 23 年 11 月 19 日 総会決議)